

東京法務局 一斉「相続・遺言」説明会＆相談会

令和6年4月から開始される相続登記の申請義務化及び自筆証書遺言書保管制度の説明会を開催します。併せて、司法書士及び土地家屋調査士による無料相談会を行います。

開催日 令和6年2月14日（水）

説明会

- ①法務局職員による「相続登記の申請義務化」
- ②法務局職員による「自筆証書遺言書保管制度」
- ③東京司法書士会による「相続・遺言の注意点」
- ④第二東京弁護士会による「遺産分割協議の注意点」（本局会場のみ）



小規模登記推進イメージキャラクター「トウキョウ」

相談会

司法書士・土地家屋調査士による「相続・遺言」に関する相談会
※会場番号⑤、⑥、⑦、⑧、⑩は、司法書士による相談のみとなります。

予約受付

令和6年2月9日（金）午後5時まで
※土日祝日を除く ※予約方法：各会場に電話又は直接窓口へ



遺言書はかんガルー

各会場・お問合せ先

会場番号① 東京法務局本局

（千代田区九段南1-1-15）

説明会①②③④：定員50名（13:00～14:30）
相談会：定員24組（13:00～17:00）
予約：03-5213-1319（民事行政調査官室）
会場：東京法務局九段第2合同庁舎14階会議室〔説明会〕、地下1階会議室〔相談会〕

会場番号⑥ 東京法務局城南出張所

（大田区鶴の木2-9-15）

説明会①②③：定員15名（13:00～14:00）
相談会：定員20組（14:10～17:10）
予約：03-3750-6651（城南出張所、ガイダンスの3番を選択）
又は 03-3774-3446（品川出張所、ガイダンスの3番を選択）
会場：東京法務局城南出張所1階会議室

会場番号② 東京法務局八王子支局

（八王子市明神町4-2-1-2）

説明会①②：定員20名（13:00～14:20）
相談会：定員10組（14:30～17:00）
予約：042-631-1377（ガイダンスの3番を選択）
会場：東京法務局八王子支局1階会議室

会場番号⑦ 東京法務局豊島出張所

（豊島区池袋4-30-20）

説明会①：定員15名（13:00～13:30）
相談会：定員4組（13:30～15:30）
予約：03-3971-1616（ガイダンスの3番を選択）
会場：東京法務局豊島出張所4階会議室

会場番号③ 東京法務局府中支局

（府中市新町2-44）

説明会①②：定員16名（13:00～14:00）
相談会：定員10組（14:10～16:40）
予約：042-335-4753（ガイダンスの3番を選択）
会場：東京法務局府中支局1階会議室

会場番号⑧ 東京法務局城北出張所

（葛飾区小菅4-20-24）

説明会①②：定員15名（13:00～14:00）
相談会：定員12組（14:10～17:10）
予約：03-3603-4305（ガイダンスの3番を選択）
会場：東京法務局城北出張所4階会議室

会場番号④ 東京法務局西多摩支局

（福生市南田園3-6-1-3）

説明会①②：定員24名（13:00～14:00）
相談会：定員10組（14:10～16:40）
予約：042-551-0360（ガイダンスの4番を選択）
会場：東京法務局西多摩支局2階会議室〔説明会〕、支局相談室〔相談会〕

会場番号⑨ 東京法務局田無出張所

（西東京市田無町4-16-24）

説明会①②：定員20名（13:00～14:00）
相談会：定員18組（14:00～17:00）
予約：042-461-1130（ガイダンスの3番を選択）
会場：東京法務局田無出張所1階会議室〔説明会〕、2階相談ブース〔相談会〕

会場番号⑤ 東京法務局港出張所

（港区東麻布2-11-11）

説明会①②③：定員16名（13:00～14:30）
相談会：定員8組（14:45～17:00）
予約：03-3586-2181（ガイダンスの3番を選択）
会場：東京法務局港出張所3階会議室

会場番号⑩ 東京法務局立川出張所

（立川市緑町4-2）

説明会①②：定員25名（13:00～14:00）
相談会：定員12組（14:00～17:00）
予約：042-524-2716（ガイダンスの3番を選択）
会場：東京法務局立川出張所7階



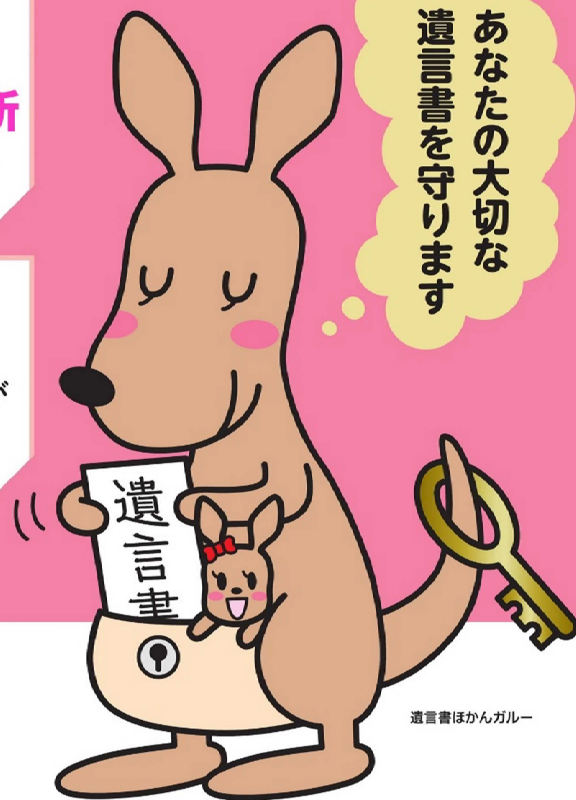
会場へのアクセスは、東京法務局ホームページをご覧ください。⇒

主催 三者連携相続登記支援室

預けて安心！ 自筆証書遺言書 保管制度

全国312か所
東京都内5か所
でご利用いただけます。

遺言書の
保管の申請には
3,900円が
かかります。



遺言書ほかんガルー

東京法務局

(詳しくは法務省のホームページへ)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



義務化

されます

令和6年
4月1日
から



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続登記が

御存じですか？

登記申請は
お早めに！

お済みじゃないんですか？！

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

もう登記せずにはいられない！

詳しくは、東京法務局ホームページ
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局